

「医療現場におけるアスベスト健康被害 に関する実態調査」について

京都医療労働組合連合会

1 はじめに

アスベストによる健康被害は、建設労働者だけでなく、多くの労働者や市民にも及んでいます。

医療現場でも2006年に使用禁止の規制がされるまで、手術室などで「殺菌したゴム手袋を再利用する際に、ゴムがくっつかないようにタルクの粉をまぶす」のはきわめて一般的な業務でした。このアスベストが入っているタルクを使用したことが原因で中皮腫になった山口県と大阪府の看護師が2012年、2013年に労災認定されました。この労災認定は、私たち医療現場に働くものにとっては衝撃的な事件でした。タルクの使用は、日常であり、多くの看護師が暴露している可能性があるのではないか、その状況を明らかにするために京都医療労働組合連合会（執行委員長・松本隆浩/組合員6200人）は「医療現場におけるアスベスト健康被害に関する実態調査」に取り組みました。

2 実態調査の方法

- (1) 組合役員によるアンケート手渡し（2組合/配布枚数約1,500）
- (2) 期間 2013年12月～2014年5月
- (3) 有効回収枚数 918枚 うち391人が看護職員（42.6%：看護師・准看護師・看護助手・保健師）

3 実態調査の結果

（1）看護師のアスベストに接する労働環境が多い

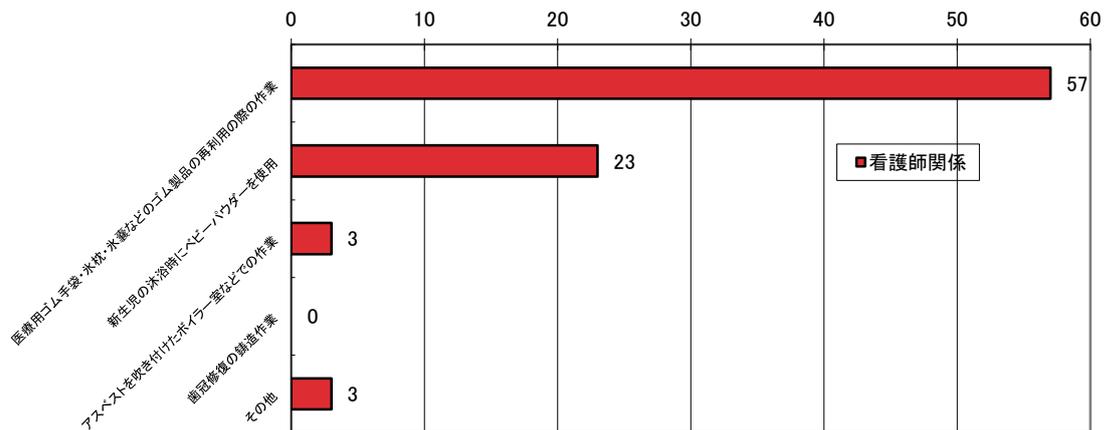
看護師の64人（16.4%）が「アスベストを使用する作業やアスベストが吹きつけられた環境での作業」をしたと回答。看護師以外は、16人/527人・3.03%

（2）作業の多くは「ゴム手袋などの再利用」（89.1%）、「ベビーパウダー」（35.9%）

作業内容（複数回答可）は、「医療用ゴム手袋、氷枕、氷嚢などのゴム製品の再利用の際の作業」が89.1%（57人）、「新生児の沐浴時にベビーパウダーを使用」35.9%（23人）、「アスベストを吹き付けたボイラー室などでの作業」が4.7%（3人）となっています。

(3) 作業時期は、1962年から2000年

アスベストに接する可能性の高い作業に従事していた時期は、1962年から2000年となっています。また、期間も半年から20年間と様々でした。中には、看護学生の時に使用している人もいます。総合病院から個人医院と幅広い医療機関で使用されており、一般的にタルクが使用されていたことがわかります。

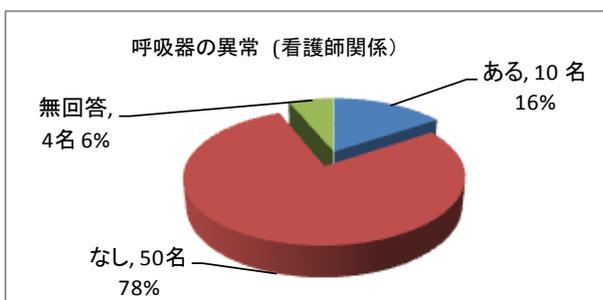


(4) 看護師の多くが呼吸に関する症状を訴えている。「日常生活における呼吸器の異常がある」15.6%。アスベスト関連疾患の恐れ

アスベスト関連作業に従事していた労働者は、呼吸器に関する異常が多いことがわかりました。

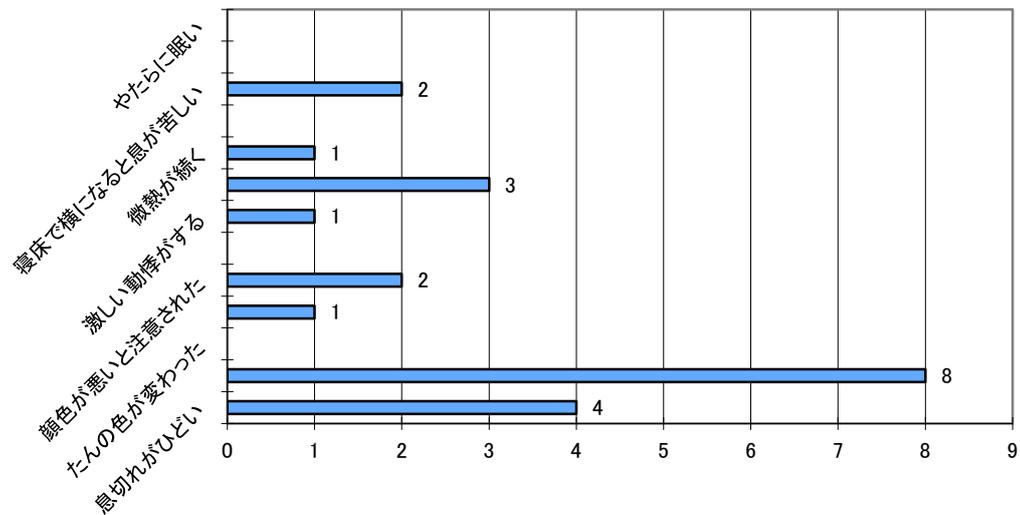
「日常生活における呼吸器の異常がある」15.0% (12人/80人)
 うち看護師 15.6% (10人/64人)。
 看護師以外 12.5% (2人/16人)

(参考) 平成25年国民生活基礎調査「せきやたんができる」女性総数4.8%



症状は、「せきやたんが多い」が8人(12.5%)と一番多く、「息切れがひどい」が4人(6.25%)、「風邪をひいて、なかなか治らない」が3人、「顔色が悪いと注意された」「寝床に横になると息が苦しい」が2人、「たんに血液が混ざった」「はげしい動悸がする」「微熱が続く」が1人、「たんの色が変わった」「爪の色が紫色に見える」「高熱が出た」「食欲がなくなった、または急にやせた」「やたらに眠い」が0人となっています。

アスベスト関連疾患の恐れもあり、受診と検査が必要と思われます。



4 医療現場での広範な被災の可能性は否定できない

今回の調査は、全面的な調査ではありませんが、結果を見る限り、医療現場での広範なアスベスト被害の発生の可能性が否定できないと考えます。特に手術室や中央材料室などで業務をしていたことのある看護師は、業務の期間や時期を問わず、必ず、検査・検診・受診をしていただきたいと思ひます。

しかし、アスベストに対する啓蒙や、相談窓口の設置、検査・検診・治療体制が十分であるとは言いがたい状況があります。国と京都府などの自治体の責任で、すべての医療労働者の被害実態の掌握と継続的な相談・検診・検査・治療体制を早期に整備することが必要です。

この状況を広く知っていただき、京都府の医療現場でのアスベスト被害の状況を把握するために10月18日(土)午後「医療現場におけるアスベスト110番」を実施します。

広く、医療労働者に知っていただきたいと思ひます。マスコミの皆さんのご協力をお願いいたします。

また、アスベスト被害は、紡績産業、アスベスト製品製造工場、造船業、建設業だけでなく、医療現場などにも被災の可能性があると思ひます。京都医労連は、すべてのアスベスト被災者の被災の実態解明と救済のために、みなさんとちからをあわせて取り組みを進めていくようにいたします。

以上

担当：松本・香川・坂田・芝井

連絡先：京都医労連書記局 (tel:075-801-8002/fax:075-811-6170/e-mail:irouren@labor.or.jp)